

## Q &amp; A

Q 1. 交付対象外になる業種などはあるか。

A 1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する者、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者、学校法人、協同組合等の組合、政治団体、宗教上の組織若しくは団体である者、公的な支援を行うことが適当でないと認められるものは交付の対象になりません。

Q 2. 小規模事業者要件の従業員数には、役員や臨時のアルバイトの方を含むか。

A 2. 含みません。中小企業基本法に則り「常時使用する従業員」については、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員としています。そのため、役員のみの方で、常時使用する従業員がいなければ、0人と記入する場合もあります。

本支援事業では、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

(a) 役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）

(b) 個人事業主本人および同居の親族従業員

(c) (申請時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員

※法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者

(d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等

(d-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）

(d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者

※1 「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

(d-2)に該当するのは、「通常の従業員に対して1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「通常の従業員に対して1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

Q 3. 直近の事業年度の売上高とは、確定申告書のどこを見ればいいのか。

A 3. 法人の場合は、対象月の属する事業年度の前年度の法人事業概況説明書の10主要科目の売上（収入）高欄に記載の数字となります。

個人事業者の場合は、令和元年分の所得税確定申告書第一表の収入金額等の事業一営業等⑦欄に記載の数字若しくは所得税青色申告決算書の売上（収入）金額①欄に記載の数字となります。

Q 4. 令和2年1月以降に創業したが対象になるか。

A 4. なりません。本支援金の申請書を提出する際には、年間売上高として確定申告書に記載の金額を用い、証拠書類として確定申告書が必ず必要となります。そのため、創業後に確定申告をしていない事業者様につきましては対象外となります。

※今年創業した法人で決算を迎えており、確定申告をしている場合には対象となります。

Q 5. 確定申告はしたが、事業開始から1年未満なので、直近の事業年度の売上高を12で割ると対象月の売上よりも小さい数字になってしまう。

A 5. 操業月数が12月に満たない場合については、法人の場合、対象月の売上と事業を開始した月から決算月までの売上高を操業月数で除した金額を比較します。個人事業者の場合は、対象月の売上と令和元年分の営業等事業収入を操業月数で除した金額を比較します。この場合は、事業開始時期が分かる書類を添付してください（法人：履歴事項証明書の写し、個人：開業届等）。

Q 6. 津山市外で事業を行う津山市民（個人事業者）は、給付の対象となるのか。

A 6. 津山市に住民登録のある個人事業者であっても、店舗等の事業所が市外である場合は、給付の対象外となります。また、市内に店舗等の事業所を有するものの、令和2年1月1日時点で市外に住民登録がある個人事業者についても、給付の対象外となります。

令和2年1月1日時点で市内に住民登録が有り、店舗等の事業所（賃貸を含む）をもつ方が対象となりますが、アパートの一室等の自宅等（居住用）で業務を行っている方等は対象外となります。また、家賃を支払っていても、3親等以内の親族に家賃を支払っている方は対象外とします。

Q 7. 支援金は、課税の対象となるのか。

A 7. 税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものであり、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が少なければ、課税対象となります。

Q 8. 委任状を受けての申請は可能か。

A 8. 可能です。ただし、振込の口座については法人名義、法人の代表者名義、個人にあつ

ては申請者本人の名義以外は認められません。窓口にて代理で申請される際には委任状を用意し代理申請者の身分証明書を必ずお持ち下さい。

Q 9. 個人事業者で、令和元年分の営業等事業収入が、営業等事業収入以外の収入を下回る場合は、給付の対象となるのか。

A 9. 給付の対象となりません。

Q 10. 複数の事業所などがある場合、それぞれで申請をすることはできるのか。

A 10. 申請は、法人または個人事業者単位で認められるため、事業所などの個々の単位での申請はできません。

Q 11. 支援金の使い方に制限はあるのか。

A 11. 個々の状況に応じて、事業継続のために広くお使いください。

Q 12. 書類に不備があった場合、どのような手続きになるのか。

A 12. 書類に不備があった場合、申請書に記載の電話番号にご連絡をさせていただきます。修正後の資料につきましては、7月31日（金）17時（必着）までに津山市役所産業文化部商業・交通政策課に原則郵送にて提出して下さい。期限を超過する場合、給付対象外となりますのでご注意下さい。給付対象外となった旨につきましては、別途文書にて通知いたします。

Q 13. 津山市地域交流センター以外での受付はしないのか。

A 13. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則郵送とし、窓口機能は津山市地域交流センター、津山商工会議所、作州津山商工会に集約しております。そのため、津山市役所本庁舎、東庁舎、各支所・出張所に申請書一式をお持ち頂いても、郵送での提出が津山市地域交流センター、津山商工会議所、作州津山商工会をご案内いたします。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご理解いただけますと幸いです。

Q 14. いつ支給されるのか。

A 14. 書類に不備がなければ、申請から概ね2週間程度でご指定の口座に入金する予定です。交付が決定した方には交付決定通知兼確定通知書を送付いたします。

Q 15. 消費税の申告書類での申請は可能か。

A 15. 証拠書類として認められないため、不可能です。法人の場合には法人税確定申告書第一表と法人事業概況説明書の写し、個人事業者の場合には所得税確定申告書B別表一と所得税青色申告書（白色申告の方は所得税確定申告書B別表一のみ）の写しを証拠書類とし

て添付して下さい。

Q 1 6 . 申請書の印鑑を押し間違えた。間違えた印鑑にボールペンで二重線を書いた上で、横に正しい印鑑を押し直したらいいか。

A 1 6 . 本申請書は請求書を兼ねる関係で、訂正は認められません。そのため、印鑑を押し間違えた場合は、お手数をおかけしますが最初から書き直して、正しい書類を提出して下さい。

Q 1 7 . 売上減少率を計算したら 1 9 . 9 6 % になった。切り上げて 2 0 % として申請できるか。

Q 1 7 . 申請できません。減少率の計算は小数点第二位を切り捨てとします。